

京都市生食用食肉取扱者養成講習会実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、京都市食品衛生法等の施行に関する要綱第11条第1項第3号に定める、本市が実施する生食用食肉の取扱いに関する講習会（以下「講習会」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（実施責任者）

第2条 講習会の実施責任者は、保健所長とする。

（講習会の講師）

第3条 講習会の講師は、本市職員又はその他保健所長が認める者が務めるものとする。

（受講料）

第4条 講習会に係る受講料は、無料とする。

（講習会の申込方法等）

第5条 講習会の開催時期、場所及び申込方法は、別に定める。

（修了証）

第6条 保健所長は、講習会を修了した受講者に対し、生食用食肉取扱者養成講習会受講修了証（第1号様式）（以下「修了書」という。）を授与する。

（修了証の再発行）

第7条 生食用食肉取扱者は、修了証が紛失又はき損したときは、生食用食肉取扱者養成講習会受講修了証再交付申請書（第2号様式）を保健所長に提出し、修了証の再交付を受けなければならない。

2 修了証を紛失した生食用食肉取扱者は、紛失した修了証を発見したときには、速やかに保健所長に返還しなければならない。

（その他必要事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

生食用食肉取扱者養成講習会

受講修了証

受講者氏名 (生年月日)

講習会名称 京都市生食用食肉取扱者養成講習会

受講年月日 年 月 日

受講内容

受講済み 「○」	講義内容	受講時間
	生食用食肉の規格基準	1 時間
	生食用食肉の取扱いに係る留意事項	1 時間
	食肉に関する衛生管理	1 時間

京都市生食用食肉取扱者養成講習会実施要綱第6条の規定により、上記の者が講習会を受講したことを証明します。

年 月 日

京都市保健所長

(第2号様式)

生食用食肉取扱者養成講習会受講修了証再交付申請書

年 月 日

京都市保健所長 様

住 所
(ふりがな)

氏 名

年 月 日生 電話 ()

下記のとおり、生食用食肉取扱者養成講習会受講修了証を亡失（滅失・き損）したので、京都市生食用食肉取扱者養成講習会実施要綱第7条第1項の規定により、修了証の再交付を申請します。

記

1 受講年月日	
2 亡失（滅失・き損）した年月日	
3 亡失（滅失・き損）した理由	

※ き損の場合は、き損した生食用食肉取扱者養成講習会受講修了証を添付すること。